

## 委託契約書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、せん孔業務委託に関して、次のとおり契約を締結する。

### （委託業務）

第1条 甲は、電子計算機に係る別表に掲げる業務のせん孔業務及びこれに付随する業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

2 甲は、前項の業務のほか、新たに業務を追加する必要があるときは、乙にその旨申入れを行うものとし、乙は、これを受託する。

### （委託業務の処理）

第2条 乙は、別紙「令和5年度せん孔業務に係る処理要領」（以下「要領」という。）に基づいて委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、前項の要領に定めのない事項については、甲に協議するものとする。

3 委託業務を処理する場所は、松山市一番町四丁目4番地2愛媛県庁とする。ただし、甲の承認を受けた場合は、乙の事務所内で処理することができる。

4 前項の規定により、乙が委託業務を処理するため使用する愛媛県庁の庁舎内の場所（以下「せん孔室」という。）は、甲が無償で提供するものとする。

### （委託期間）

第3条 委託業務の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

### （委託料）

第4条 委託料の単価は、英数片仮名文字せん孔 1字当たり 金\_\_\_\_\_円

漢字せん孔 1字当たり 金\_\_\_\_\_円とする。

2 乙は、毎月、前月分の総桁数にそれぞれの単価を乗じた金額（円未満切り捨て）に、当該金額の100分の10（消費税及び地方消費税相当分）を加算した額（円未満切り捨て）を甲に請求するものとする。ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該改正税法実施施行日以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算した額とする。

3 甲は、乙から前項の請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、\_\_\_\_\_。

(データの搬送)

第6条 委託業務に係る原始伝票及び記録媒体（以下「データ」という。）の搬送については、乙が責任を持って処理するものとする。

(せん孔室の使用)

第7条 甲は、委託業務を処理するため、せん孔室を乙に使用させるものとする。

2 乙は、せん孔室の使用については、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、せん孔室において委託業務以外の業務を処理してはならない。ただし、甲が委託業務の処理に支障がないと認め、委託業務以外の業務の処理を許可した場合は、この限りでない。

(せん孔機等の設置)

第8条 乙は、委託業務の処理に要する機械をせん孔室に設置するものとする。

(職員の勤務等)

第9条 乙は、委託業務を処理するため職員（以下「勤務職員」という。）をせん孔室に勤務させるものとする。

2 乙は、勤務職員の顔写真の貼付された従業者名簿を甲へ提出するものとする。

(再委託等の禁止)

第10条 乙は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を実施するに当たり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

#### （秘密の保持）

第12条 乙は、委託業務を処理する上で知り得たデータの内容その他の甲の業務に関する秘密を、この契約の有効期間にかかわらず、他に漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務に伴うデータを県庁内から持ち出してはならない。ただし、持ち出し場所を特定し、書面により甲の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務に伴うデータについて、複写及び複製を行ってはならない。ただし、安全対策のため定められた副本の作成及び甲の指示するものについては、この限りでない。
- 4 乙は、委託業務を処理するため甲から提供されたデータを、第三者に提供してはならない。
- 5 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

#### （個人情報の保護）

第13条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

#### （事故発生時における報告義務）

第14条 乙は、事故の発生により、委託業務に伴う甲のデータが紛失し、又は損傷したときは、速やかに適切な処置をとるとともに、その状況を甲に報告しなければならない。

#### （検査の実施）

第15条 甲は、委託業務に係るデータ保護の的確な管理を図るため、乙におけるデータ管理の状況等について随時検査を行うことができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(甲の解除権)

第17条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を遂行することが困難であると明らかに認められるとき。
- (3) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

(談合その他不正行為による甲の解除権)

第18条 甲は、乙（第3号及び第4号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
- (4) 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

2 前条第2項の規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合に準用する。

(その他の甲の解除権)

第19条 甲は、第17条第1項又は前条第1項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(契約の費用)

第20条 この契約の締結に関する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第21条 この契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第22条 この契約書に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印して各自1通を保有する。

令和 年 月 日

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛 媛 県  
知 事 中 村 時 広

乙

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地調査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

## 別表

	業 務 名
1	准看護師免許台帳管理
2	身体障害者手帳交付
3	農業近代化資金利子補給
4	漁業近代化資金利子補給
5	人事給与
6	財務会計オンライン
7	県税システム
8	建設業許可及び経営事項審査